

事業所名：社会福祉法人 吉城福社会

一般事業主行動計画 (次世代法・女性活躍推進法一体型)

1 計画期間

令和3年9月1日 ～ 令和5年8月31日 (2年間)

2 内容

(目標1) 女性労働者に向けた取組

「社内のロールモデルと女性労働者をマッチングさせ、当該労働者が働き続けていく上で
の悩みや心配事について相談に乗り助言するメンターとして継続的に支援させる取組」

(目標2)

「所定外労働の削減のための措置の実施」 →数値目標：10%時間外労働削減

(目標3)

「若年者に対するインターシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇
入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進」

<対策>

(目標1) 令和3年9月1日～

○法人が各部署や個々の職員に期待する役割と、当事者が希望する働き方(労働時間・職務
内容・休暇取得・負荷に対して妥当な報酬など)のマッチングを図ることにより、働き続
けるためのモチベーションを持ってもらえることを目指す。

→法人の5ヶ年計画の作成、職員評価制度の見直し等をする課程で、チーフ等の代表者
を通して部署の職員の意見を吸い上げる。

→職員面談にて、個々の職員の働き方の希望や困っている事を聞き、一方、法人からは当
該職員に期待する役割を伝える機会を持ち、人事異動や事務分掌表の調整を行う際、双
方の意向のすり合わせができるようにする。

○希望者には、法人の職員相談、飛騨地域産業保健センターのカウンセリング等を気軽に受
けられる体制を維持する。

(目標2) 令和3年9月1日～

○チーフ等の部署の管理者は、日頃から各職員の事務分掌表と遂行状況を把握し、できるだけ勤務時間内に業務が終了するように調整を図る。

→「チーフ等の部署の管理者より職員に残業や休日出勤の指示をする場合」、

「個々の職員が担当業務を遂行するために残業や休日出勤を申し出てチーフ等の部署の管理者が妥当と判断する場合は、サービス残業にならないよう、必要に応じて事務局に報告相談して、振休取得や時間外手当が適切に支払われるようにする。

(目標3) 令和3年9月1日～

○インターシップ、トライアル雇用等の希望があれば、コロナ対策をしつつ積極的に受け入れる努力をする。

○ハローワーク等から情報を得つつ、適切な求人活動を行う。

→法人の規定や報酬の実態に即した求人票の作成をする。

→新規採用者への提出書類の丁寧な説明の実施等を行う。

令和3年9月10日公表予定 (法人HP掲載、9月チーフ会議での周知)